

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(以下「政令」という。)第3条第1号に規定する施設	1項 イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場(30人) ロ 公会堂又は集会場(30人) 2項 イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ類(30人) ロ 遊技場又はダンスホール(30人) ハ 性風俗関連特殊営業(30人) ニ カラオケボックス類(30人) 3項 イ 待合、料理店類(30人) ロ 飲食店(30人) 4項 百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場(30人) 5項 イ 旅館、ホテル又は宿泊所類(30人) 6項 イ 病院、診療所又は助産所(30人) 8項 図書館、博物館、美術館類(50人) 9項 イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場類(30人) ロ イ以外の公衆浴場(50人) 10項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(50人) 11項 神社、寺院、教会類(50人) 13項 イ 自動車車庫又は駐車場(50人) 15項 前各項に該当しない事業場(50人) 16項の2 地下街(30人) 17項 文化財建築物(50人) 【消防法施行令第1条の2第3項】	消防法第8条第1項に規定する消防計画	泉大津市消防署長
政令第3条第2号に規定する施設	次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの (その一部が消防法施行令別表第1の1項から4項、5項イ、6項イ、8項から11項、13項イ又は15項の防火対象物の用途で、当該用途に供されている部分の収容人員の合計が30人以上のもの) 【消防法施行令第1条の2第3項】	(1項から4項、5項イ、6項イ、9項イの施設で収容人員30人以上のもの及び8項9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設で収容人員50人以上のもの) 消防法第8条第1項に規定する消防計画	泉大津市消防署長
政令第3条第3号に規定する施設	予防規程を定めなければならない危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所 【危険物の規制に関する政令第37条】	消防法第14条の2第1項に規定する予防規程	泉大津市長
政令第3条第4号に規定する施設	火薬類の製造所(経済産業大臣の許可) 【火薬類取締法第3条】	火薬類取締法第28条第1項に規定する危害予防規程	経済産業大臣又は泉大津市長
政令第3条第5号に規定する施設	高圧ガスを製造する事業所(不活性ガスのみの製造に係る事業所を除く) (市長村長の許可) 【高圧ガス保安法第5条第1項】	高圧ガス保安法第26条第1項に規定する危害予防規程	泉大津市長
政令第3条第8号に規定する施設	第一種事業所及び第二種事業所(石油コンビナート等特別防災区域に所在し、相当量の石油等を取り扱う事業所) 【石油コンビナート等災害防止法第2条第6号】	石油コンビナート等災害防止法第18条第1項に規定する防災規程	泉大津市長
政令第3条第13号に規定する施設	学校(小中高大学校、高専、盲・聾・養護学校、幼稚園等 1条) 専修学校(82条の2) 各種学校(83条) 【学校教育法第1条、第82条の2、第83条】	(収容人員50人(盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園にあっては30人)以上のもの)消防法第8条第1項に規定する消防計画	泉大津市消防署長
政令第3条第14号に規定する施設	児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター) 【児童福祉法第7条】 身体障害者更生援護施設、(身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設) 【身体障害者福祉法第5条第1項】 保護施設(救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設) 【生活保護法第38条第1項】 婦人保護施設 【売春防止法第36条】 老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター) 【老人福祉法第5条の3】 有料老人ホーム(常時10人以上入所) 【老人福祉法第29条】 介護老人保健施設 【介護保険法第8条第27項】 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム 【障害者総合支援法第5条第1項、12項、26項、27項】	(社会福祉施設等のうち収容人員10人、30人または50人以上のもの) 消防法第8条第1項に規定する消防計画	泉大津市消防署長
政令第3条第24号に規定する施設	前各号以外の工場等で、勤務者が1000人以上の工場等(工場、作業所、事業場)	消防法第8条第1項に規定する消防計画	泉大津市消防署長